

令和7年設楽町選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、令和7年10月19日執行設楽町長選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、本町の選挙人名簿の登録の移し替えを次の期間延期する。

令和7年9月1日

設楽町選挙管理委員会
委員長 伊藤 公一

登録の移し替えを延期する期間

令和7年9月1日から令和7年10月19日まで